

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
分譲共同住宅の管理者にあつては、肩書および氏名を記入し、管理者印を押印すること。

吹付けアスベスト等除去工事助成金交付申請書

練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成要綱第9条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 除去工事建築物等の住所・建築年月(事務所・共同住宅等の場合はその名称も含む。)

練馬区 町 丁目 番 号
年 月 建築

2 建築物等の用途

戸建住宅 分譲共同住宅( 専有部分 共用部分 )
賃貸共同住宅 事業所等

3 除去工事費用額等( (1)、(2)とも消費税相当額を除いた額を記入すること。)

(1) 除去工事費用額

Table with 8 columns: 千, 百, 十, 万, 千, 百, 十, 円

(2) 助成金交付申請額(千円未満切捨て。助成率および限度額は、裏面記載のとおり。)

Table with 8 columns: 百, 十, 万, 千, 百, 十, 円

4 除去工事実施予定日 年 月 日 ~ 年 月 日

5 個人情報同意書 助成金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の住民登録情報および区税の納付状況を確認することに同意します。
同意者が複数に及ぶときは別紙を作成し、署名・押印する。

同意押印欄

6 添付書類(裏面記載のとおり。)

---- 収納課処理欄(以下は記入しないこと。)

(裏)

助成金の額および限度額

用途	助成金の額	限度額
戸建住宅	助成対象費用の3分の2	200万円
分譲共同住宅 賃貸共同住宅 事業所等	助成対象費用の2分の1	400万円

添付書類

- (1) 登記事項証明書等建築物等の所有者、建築年月日および建築物等の用途が確認できる書類
- (2) 法人等の場合は、登記事項証明書および法人住民税の納税証明書または非課税証明書
- (3) 申請者（分譲共同住宅の管理者が専有部分を含めた申請をするときは、その区分所有者）が個人の場合で、要綱第6条第1項の調査において、個人住民税および軽自動車税（以下「区税等」という。）の納付状況が確認できない場合は、区税等の納税証明書または非課税証明書
- (4) 吹付けアスベスト等の存在が分かる書類（分析結果、写真および図面等を含む。）
- (5) 見積書の写し等アスベスト除去工事に要する費用が確認できる書類
- (6) 申請者が分譲共同住宅の管理者の場合は、管理者であることを証明する書類
- (7) 要綱第3条第4号ただし書に規定する特定緊急輸送道路沿道建築物と認められた建築物の場合は、練馬区耐震化促進事業助成要綱第30条第2項に規定する耐震化促進事業全体設計承認書の写しまたは同要綱第33条第1項に規定する耐震化促進事業助成金交付決定通知書の写し
- (8) その他区長が必要と認めた書類